国頭村営林道夜間通行許可申請について

令和7年4月1日からの夜間林道通行許可申請につきまして、申請受付を開始致します。
下記内容をご確認のうえ、申請いただきますようお願い申し上げます。

①申請書類等について

・申請書と宣誓書は必ず提出が必要です。

・調査、研究、観光案内、環境教育等目的での申請には
　計画書、認定証の写し、学習指導要領等、根拠となる資料の添付をお願い致します。

※別紙チェックリスト参照（チェックリストの提出は不要です。確認の際にご活用ください）

②申請期間について

・利用目的により申請期間が異なりますので、
　ご確認のうえ申請いただきますようお願い致します。（別紙チェックリスト参照）

③利用報告書の提出について

・村営林道の利用後は許可期間の末日から1か月以内に
　必ず利用報告書の提出をお願い致します。

※期限内に報告書の提出がなかった場合、次年度末までの申請をお断りさせていただきます。

（ただし、行政機関等公益上その利用が必要と認められ、かつ報告書の提出が効率的に業務を行う上で適切でないと判断される場合には、提出が免除される場合があります。）

夜間林道通行許可申請の目的は、林道の夜間通行に一部規制をかけ、野生動植物のロードキルや密猟、盗掘、不法投棄等を防止することにあります。
国頭村の貴重な動植物等の保護のためご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

〈　注　意　〉

※林道は道幅が狭くカーブ先が見渡せない箇所や、街灯がなく視界が悪い箇所があります。通行の際は細心の注意を図りつつご利用ください。利用時の交通事故等について、一切の責任を負いかねますのでご注意下さい。
※この申請は夜間に林道を通行するための申請になっています。その他行為については、別の手続きが必要になる場合がありますのでご注意ください。

国頭村営林道夜間通行許可申請チェックリスト

項目	確認事項、確認書類等	チェック 適	チェック 非該当
① 撮影 自然観察	**申請可能期間：原則3か月以内（年度内に限る）** （撮影等企画・計画書等提出可能な場合は上記に限らず）	☐	☐
		☐	☐
② 夜間研究 夜間調査	**申請可能期間：最大6か月間（年度内に限る）**	☐	☐
	夜間を対象とした調査の根拠資料の提出	☐	☐
	その他公益上必要とされる根拠資料の提出	☐	☐
③ 観光案内	**申請可能期間：最大6か月間（年度内に限る）**	☐	☐
	自然と地域に優しい案内宣誓書（ガイド用）の提出	☐	☐
	認証証書等、国頭村登録ガイドであることをを証明できる物の写しの提出	☐	☐
④ その他（環境教育等での利用）	**申請可能期間：最大6か月間（年度内に限る）**	☐	☐
	環境教育の他、村長が必要と認める夜間利用の目的を証明する書類の提出	☐	☐
⑤ 共通事項	自然と地域に優しい利用宣誓書（共通用）の提出 **※観光案内以外すべての目的で提出が必要です**	☐	☐
	「夜間林道利用報告書」の提出 **※利用期間終了後1か月以内に提出がなかった場合、次年度末までの申請書の受理をお断りさせていただきます。**	―	―
備考	やんばる3村にまたがる「やんばるの森」は、やんばる国立公園に指定され、世界自然遺産登録地となっており、人類共通の財産として後世に残していかなければならない宝です。国頭村営、県営林道及びその周辺は、希少な動植物が数多く生息する重要な場所です。そのため、全ての方に「自然と地域に優しい利用宣誓書」を提出していただいております。 ※宣誓書内に記載されている「やんばる3村ルールブック」は、別途ダウンロードの上で内容を十分にご確認ください。以下ホームページからダウンロードいただけます。 ・国頭村HP　http://www.vill.kunigami.okinawa.jp/category/sekaisizenisan/	―	―

様 式 1

国頭村営林道夜間通行許可申請書

令和　　　年　　　月　　　日

国 頭 村 長　　様

申請者 住所
申請者氏名　　　　　　　　　　　　　　　印
電 話 番 号

下記のとおり国頭村営林道を夜間に利用したいので、通行許可を申請いたします。

記

1． 利用期間
令和　　　年　　　月　　　日　～　　令和　　　年　　　月　　　日
※目的に応じて申請可能な期間が異なります。（チェックリスト参照）

2． 目的
① ☐ 自然観察　　☐ 撮影　　② ☐ 調査・研究
③ ☐ 観光案内　　　　　　　④ ☐ その他　（　　　　　　　　　　）
詳細　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
※目的に応じて宣誓書のほか添付資料が異なります。（チェックリスト参照）

3． 利用路線
☐ 浜１号線　☐ 奥間線　☐ 辺野喜Ⅱ号線　☐ チヌフク線　☐ 与那線
☐ 謝敷線　☐ 宜名真線

4． 通行車両番号
（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
※レンタカーの場合はレンタカーと記載（利用報告書にナンバーを記載ください）

5． 許可書の受け取り方法
① ☐ 郵送にて受け取り　　※(郵送希望の場合は、110円以上の切手を貼り、郵便番号、住所、氏名を記入した返信用封筒を同封して下さい)
② ☐ 直接受け取り　　※(受け取り希望日に沿えない場合もありますので、ご了承下さい)
受け取り希望日　（ /　　　　　　時 ）

6． 特記事項
① 自然公園法、種の保存法、その他一切の法令を遵守してください。
② 投棄は絶対に行わないでください。（動物、不法投棄、外来種、ゴミ等）
③ 本村は利用の際の交通事故等一切の責任を負いかねます。
④ 林道上の小動物等を死傷、損傷しないよう細心の注意を払って利用してください。
⑤ 利用目的に必要なもの以外の所持はお控えください。（虫とり網等）
⑥ **利用終了後1ヶ月以内に夜間林道利用に関する報告書を必ず提出してください。**
※提出がなかった場合、次年度末までの申請ができなくなります。

自然と地域に優しい利用宣誓書（共通用）

はじめに

やんばる３村にまたがる「やんばるの森」は、やんばる国立公園に指定され、世界自然遺産登録地となっており、国民共通の宝として後世に残していく必要があります。国頭村営・県営林道及びその周辺は、希少な動植物が数多く生息し、地域の方も利用する重要な場所です。以下の事項を守り、良識ある行動をお願い致します。

【必須項目】

番号	ﾁｪｯｸ	項目・内容
1	□	**各種法令を遵守します。** 夜間林道通行許可は、林道の「通行」に対するものであり、通行以外の行為まで許可するものではありません。必要に応じて、自然公園法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法（環境省）・文化財保護法（文化庁）など、各種法令の確認を行ってください。 (トラップやテントなど簡易・一時的な工作物の設置であっても、許可を要する場合があります。)
2	□	**やんばる３村ルールブックに記載された全てのルールを守ります。** 人・自然・文化歴史など大切な地域の資源を後世に残していくために守っていただきたいマナー・ルールをまとめた**「やんばる３村ルールブック」を熟読し、全てのルールを守ってください。** （豊かなやんばるの森を後世に残していくため、昆虫採取等はご遠慮いただいております。）
3	□	**林道敷地以外の土地には入りません。** 夜間林道通行許可は、林道「敷地内」の通行に対するものです。林内にはハブをはじめとした危険な生きものが数多く潜んでいるほか、個人有地が林道に面している箇所も多数存在します。地権者の承諾・許可を得ている場合を除き、林道敷地外の土地（森林内含む）に入らないでください。
4	□	**ロードキルや車両事故防止のため、林道上の小動物等に注意し、ゆっくりと安全に走行します。** 林道の幅員は狭く、街灯も少ないため、特に夜間は運転手の視界がとても悪くなります。林道は人間だけでなく、カエル類等の小さな生きものも利用するため、通行の際には、生き物を轢かない・衝突しないよう細心の注意を払い、**十分速度を落とした安全運転をお願いします**。また、停車する際は他の通行車両の妨げにならない場所（待避所等）を利用し、ドアを静かに閉め、視認されやすい恰好で活動しましょう。加えて、通行上の安全性を高めるため、車高や車幅が小さい車を利用し、生き物の急な飛び出しなどにも対応できるよう、運転手と別に注意を払える人を同乗させるよう心がけましょう。
5	□	**生き物や森の中を直接照らさない、大きな音を出さないよう心がけます。** 林道敷地内には多くの希少な動物が生息し、周辺には地域の人々が暮らしています。必要以上なライトの照射や余計な音（大声での会話やカーステレオなど）を出す等の迷惑行為を行わないようにしてください。
6	□	**情報を発信する際は密猟や過剰利用に繋がらないよう、十分に注意します。** 林内には多くの希少な動植物が静かに暮らしていますが、生息・生育場所が特定されてしまうことで、(違法な)採取や過剰利用につながり、その暮らしに危険が及んでしまいかねません。生息・生育場所や種小名がわからないよう、SNSなどでの情報発信は控えてください。
7	□	**利用後は「夜間林道利用に関する報告書」を提出します。** 夜間林道利用の実態把握のため、利用後の報告書の提出をお願いしています。 許可期間終了後、**1か月以内に報告書の提出がなかった場合、次年度末までの申請書の受理をお断りさせていただきます。**

《注意》

村民をはじめ関係者から通報・苦情があった場合は、本宣誓書に虚偽があったと見なし、今後の許可方針を検討することとなります。なお、通行中に、上記から逸脱する行為や、捨てられた可能性のあるイヌ・ネコを見かけた際は、環境保全課まで情報をご提供頂けますと幸いです。

人と生きものに優しい利用のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

農林水産課直通：0980-41-2122
環境保全課直通：0980-41-2530

【電話対応時間】
平日8：30～12：00　13：00～17：15

令和　　年　　月　　日

氏 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

自然と地域に優しい案内宣誓書（ガイド用）

【必須項目】（※該当する場合は許可期間を半年間に延長可能）

□	**案内人としての自覚を持った行動をします。** 一般利用者の模範となるべき案内人としての自覚を持ち、「自然と地域に優しい利用宣誓書（共通用）」に記載の事項を守るとともに、参加者への注意喚起を怠らず、参加者の安全を確保できるよう案内人自身で保険に加入してください。 やんばる３村世界自然遺産協議会が作成する「やんばる3村ルール＆マップ」の配布にもご協力願います。
□	**ルールを守り安全な利用を心がけます。** 自然環境・地域社会・参加者の安全安心の３つの確保を保全原則とし、地域資源への負荷にならないよう努めます。

【任意項目】

番号	ﾁｪｯｸ	項目・内容
1	□	**過去に林道を含むナイトツアーの実績が複数回あり、無事故・無違反で遂行しました。** 参加者にツアーの詳細が分からないようなコース設定には、事前の下調べやツアー実績が必要不可欠です。過去の実績を十分に踏まえ、自信を持てるツアー遂行をお願いします。
2	□	**通行中に不審な人物や車両、動物等を発見したら国頭村役場に連絡する等、林道の持続可能な利用促進に貢献できるよう心がけます。** ※本宣誓書の各項目から逸脱する事業者や許可証のない車両を見かけた場合、放逐されたと思われる動物、その他急ぎの情報共有が必要と考えられる外来種等（特にネコ・イヌ・ウサギ）を見かけた場合は、国頭村環境保全課に情報提供願います。 ※明らかな違法行為を発見した場合は、直ちに名護署へ通報ください。 ※負傷したり、死亡した希少種の個体をみつけた場合は、環境省やんばる野生生物保護センター（TEL:0980-50-1025）またはクイナダイヤル（TEL:090-6857-8917）へご連絡ください。

（公認ガイド事業者以外の方のみ要確認）

3	□	**やんばる３村内で自然体験ツアーを１年以上提供し、かつ年に30日以上のツアー実績があります。**

《注意》
村民をはじめ関係者から通報・苦情があった場合は、本宣誓書に虚偽があったと見なし、今後の許可方針やガイド認証方針を検討することとなります。
皆さまの適切な利用に対するご理解とご協力をお願いいたします。

令和　　年　　月　　日

氏 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

夜間林道利用に関する報告書

提出日：令和　　年　　月　　日

お名前		
お住まい		□村内　□県内　□県外　□国外
許可番号 目的		（許可番号：国農林水第　　　　号）　（目的：
利用日数		日間利用　※おおよそで可
車両番号		（　　　　　　　　　　　）※レンタカーのみ記載
選択欄	利用林道	1. 浜1号線　2. 奥間線　3. 辺野喜Ⅱ号線　4. チヌフク線　5. 与那線 6. 謝敷線　7. 宜名真線
	時間帯	ア．18時～21時　イ．21時～0時　ウ．0時～3時　エ. 3時～6時
詳　細		例（　4月　1日　1　林道にて　時間帯　ア　） （内　容　自然観察　） ①（　月　日　林道にて　時間帯　） （内　容　） ②（　月　日　林道にて　時間帯　） （内　容　） ③（　月　日　林道にて　時間帯　） （内　容　） ④（　月　日　林道にて　時間帯　） （内　容　） ⑤（　月　日　林道にて　時間帯　） （内　容　） ⑥（　月　日　林道にて　時間帯　） （内　容　） 入り切らない場合は、裏面にご記入下さい。
目撃した 希少種・外来種等 その他 お気づきの点等		※例　○○林道で虫をおびき寄せるための罠があった。捕虫網を持った人を見かけた。等

	⑦　（　　　　月　　日　　　　　　　　林道にて　　　時間帯　　　　　　　） （内　容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ⑧　（　　　　月　　日　　　　　　　　林道にて　　　時間帯　　　　　　　） （内　容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ⑨　（　　　　月　　日　　　　　　　　林道にて　　　時間帯　　　　　　　） （内　容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ⑩　（　　　　月　　日　　　　　　　　林道にて　　　時間帯　　　　　　　） （内　容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ⑪　（　　　　月　　日　　　　　　　　林道にて　　　時間帯　　　　　　　） （内　容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ⑫　（　　　　月　　日　　　　　　　　林道にて　　　時間帯　　　　　　　） （内　容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ⑬　（　　　　月　　日　　　　　　　　林道にて　　　時間帯　　　　　　　） （内　容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ⑭　（　　　　月　　日　　　　　　　　林道にて　　　時間帯　　　　　　　） （内　容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ⑮　（　　　　月　　日　　　　　　　　林道にて　　　時間帯　　　　　　　） （内　容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ⑯　（　　　　月　　日　　　　　　　　林道にて　　　時間帯　　　　　　　） （内　容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ⑰　（　　　　月　　日　　　　　　　　林道にて　　　時間帯　　　　　　　） （内　容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ⑱　（　　　　月　　日　　　　　　　　林道にて　　　時間帯　　　　　　　） （内　容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ⑲　（　　　　月　　日　　　　　　　　林道にて　　　時間帯　　　　　　　） （内　容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ⑳　（　　　　月　　日　　　　　　　　林道にて　　　時間帯　　　　　　　） （内　容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）